

「学生の石見地域研究事業」募集要項

1. 事業の趣旨

島根県では、地域の実情を理解し地域課題を解決しようとする人材の育成と、地域活動の充実を図るため、研究者及び学生と石見地域の活動団体等が効果的に関わる機会を創出することを目的に、石見地域での調査・研究活動を委託する「学生の石見地域研究事業」を実施します。本事業の趣旨・目的にあった研究の申請を募集します。

2. 研究内容

以下を満たす、研究内容であることとします。

- (1) 石見地域を研究・活動地域としており、研究対象地域での成果報告を行うこと
- (2) 下記いずれかに該当する内容であること
 - ① 石見地域の市町が挙げる地域課題（別紙）解決に資する内容であること
 - ② 住民が住み続けるために資することが期待される内容であること

【内容例】

- 公共交通空白地の高齢住民に対して移動手段（買い物、通院等）のヒアリング調査
- 特産品開発における現状整理、アイデア提供

3. 応募要件

- (1) 高等教育機関（学校教育法による大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程））並びに職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校（以下「高等教育機関等」という）に在籍する学生による研究活動であること。
- (2) 西部県民センターが指定する成果報告会に、プレゼンテーションあるいはポスターセッション等の形で、必ず参加できること。
- (3) 研究対象地域での成果報告を必ず行うこと。

4. 委託金額

研究費：1件あたり上限15万円

事務費：高等教育機関等の経費として、1件あたり上記研究費×上限20%まで契約できることとします。

5. 対象経費

研究費の対象は、採択する研究に必要な、以下の経費とします。

- (1) 交通費
研究に必要な石見地域への視察等のための実費
- (2) 宿泊費
研究に必要な石見地域への視察等のための石見地域内での宿泊費の実費
食事代は宿泊費に含まれるものは対象とする
- (3) 印刷製本費
報告書等の印刷製本に要する経費
- (4) 材料費
研究の成果物制作に要する消耗品等の経費
- (5) 委託料
研究に必要な調査等を委託した場合の委託料

6. 応募方法・応募締切

高等教育機関等が、在籍する学生を指導する研究者からの申請を取り纏め、西部県民センターあて提出してください。

提出書類：(様式1)「平成31年度学生の石見地域研究事業申請書」

※様式は西部県民センターのホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/region/chiiki/iwami/gakusei-iwamikenkyu.html>)

提出期限：平成31年5月21日(火)まで

提出先：島根県西部県民センター地域振興課(島根県浜田市片庭町254)

提出方法：郵送または持参(郵送の場合は期限必着)

提出部数：1部

7. 審査方法

高等教育機関等が(様式1)「平成31年度学生の石見地域研究事業申請書」を西部県民センターへ提出し、研究対象市町及び地域へ意見照会した上、県関係機関の意見も踏まえて研究内容を総合的に審査し、西部県民センター所長が決定するものとします。

採択件数は5件程度を予定していますが、審査結果により、予算の範囲内で採択件数を変更することがあります。

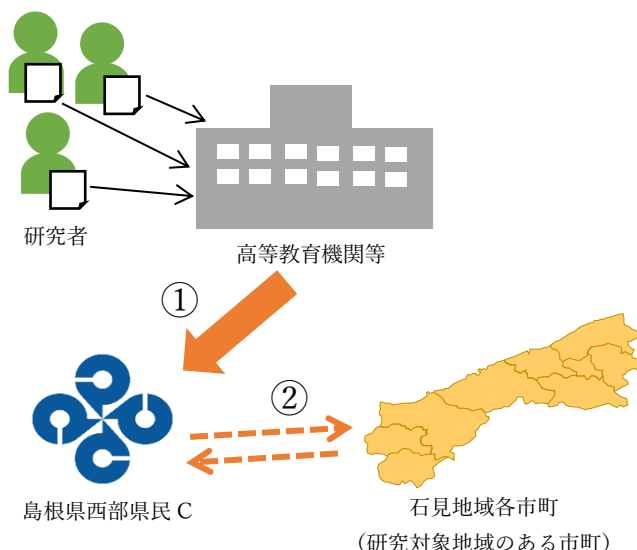
なお、採択にあたって、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。

8. 審査のポイント

申請された研究内容は、研究対象市町へ意見照会した後、次の視点により評価しますので、参考としてください。

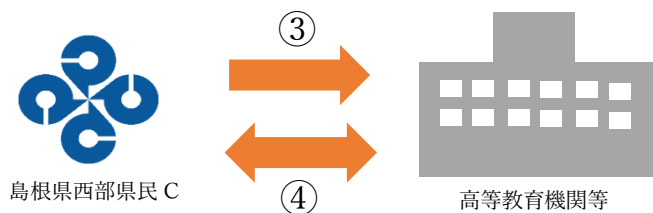
項目	審査のポイント
研究内容の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の課題解決や活性化につながる内容か。 ■地域の資源などを活用する工夫があるか。 ■研究活動による受益者、対象地域の範囲は適正か。
計画の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ■地域課題の分析やニーズの把握はしっかりしているか。 ■計画がしっかりしていて、実現可能性が高いか。 ■活動の継続性が見込めるか。
研究の効果	<ul style="list-style-type: none"> ■活動内容等や委託する額を総合的に勘案した場合に研究の効果は高いか。

9. 応募から契約までの流れ



① 応募に対し、研究者が申請書作成。在籍する高等教育機関等が申請書(様式1)を取り纏め、西部県民センターへ提出

② 島根県から研究対象地域の市町へ、研究内容への意見及び対象地域での活動可否を照会(照会を経て仕様書の「業務内容」を決定。研究者または市町の希望により、個別に面談を行う場合もあり)。



③ 西部県民センターで市町回答を踏まえた上で審査し、高等教育機関等あて採択を通知するとともに仕様書提示。

④ 高等教育機関等から実施計画書（様式2）と研究委託業務見積書（様式3）を提示し、契約手続きを行う。

10. 申請の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、申請は無効とします。

- (1) 応募する資格の無い者が申請したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実に反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

11. 経理

研究活動に要した経費は、他の経費と明確に区分し、領収書等で確認できるものとしします。また、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするるとともに、活動完了後5年間は保管するものとしします。

12. 実施報告

- (1) 西部県民センターが指定する成果報告会での報告及び、研究対象地域での成果報告を実施してください。
- (2) 完了報告書の提出をしてください。
- (3) 提出された報告書は一般に公開することがあります。

13. スケジュール

5月21日（火）	応募締切
5月下旬	市町・地域意見照会、審査、採択
6月1日（土）	研究委託契約締結
6月以降	研究活動開始
2月	成果報告会

14. その他

- (1) 申請者は、申請書の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとします。
- (2) 申請に要する経費は、申請者及び高等教育機関等の負担とします。
- (3) 研究を行う単位は個人、研究室を問いません。
- (4) 採択後、研究対象地域との打合せの場を設ける予定としています。また、学生と地域の間にとって円滑な事業の実施を支援するコーディネート業務委託を行う予定としています。
- (5) 提出いただいた書類については返却しません。
- (6) 採択された研究については、その内容や実施状況等を事例として広く紹介しますので、ご協力をお願いします。
- (7) その他、各種企画等への協力を求めることがあります。

15. 問い合わせ先

〒697-0041 浜田市片庭町254 (浜田合同庁舎2階)

島根県西部県民センター総務企画部地域振興課 担当：榎野 (まきの)

TEL：0855-29-5502

FAX：0855-22-5306

E-mail：makino-koichi@pref.shimane.lg.jp